

京都市告示第207号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成22年9月3日

京都市長 門川大作

道路の種類                    市道  
 供用開始の期日                告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
松尾山田経37号線	西京区桂坤町50番地の57地先内	旧	メートル 24.70	メートル 5.35
		新	24.70	5.44 ~ 6.00
深草経182号線	伏見区深草泓ノ壺町38番地の8地先内	旧	42.30	4.35 ~ 4.40
		新	42.30	4.91 ~ 8.40
深草経204号線	伏見区深草泓ノ壺町39番地の2地先から	旧	51.40	4.90 ~ 5.80
	同町37番地の4地先まで	新	51.40	4.89 ~ 5.90
深草経205号線	伏見区深草泓ノ壺町17番地の4地先から	旧	155.20	4.80 ~ 9.60
	同町15番地の4地先まで	新	155.30	4.80 ~ 7.70

深草経206号線	伏見区深草泓ノ壺町25番地の4地先から	旧	175.50	4.60 ~ 9.00
	同町14番地の4地先まで	新	176.30	4.77 ~ 9.20
深草緯118号線	伏見区深草泓ノ壺町38番地の8地先から	旧	21.80	8.80
	同町25番地の3地先まで	新	21.80	9.20
深草歩4号線	伏見区深草泓ノ壺町16番地の9地先から	旧	34.60	3.20 ~ 6.70
	同町15番地の4地先まで	新	34.50	3.26 ~ 6.90

(建設局土木管理部道路明示課)